

税のお知らせ

【令和2年度税制改正について】

税制改正の主な内容は、次のとおりです。

【個人住民税】未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等（令和3年1月1日施行）（※所得税は令和2年分から）

①未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し  
婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、同一の控除（控除額30万円）を適用します。

②個人住民税の人的非課税措置の見直し

右記①に伴い、現行の人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦（ひとり親を除く）を対象とします。

【固定資産税】所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応（令和2年4月1日施行）

①現に所有している者（相続人等）の申告の制度化

登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者（相続人等）に対し、町が、氏名・住所等必要な事項の申告を求めるところができる制度が新設されました。

②使用者を所有者とみなす制度の拡大

調査を尽くしても固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産税を課すことができる制度が拡大されました。



【町たばこ税】軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し（令和2年10月1日施行）

国のたばこ税の改正と併せて、軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満）1本を紙巻たばこ1本に換算する方法に見直しを行います。

【法人町民税】国税における連結納税制度の見直しに伴う対応（令和4年4月1日施行）

国税（法人税）における連結納税制度からグループ通算制度への移行の見直しに併せて、地方税（法人町民税）においては、引き続き、企業グループ内の法人の損益通算の影響が及ばないようにする等の見直しを行います。

【新型コロナウイルス感染症緊急対策を目的とした税制改正について】

【固定資産税】中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置（令和2年5月15日施行）

厳しい経営環境にある（※1）中小企業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1又はゼロとします。

（※1）

令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の収入が、前年の同期間と比べて、  
①50%以上減少している者：ゼロ  
②30%以上50%未満減少している者：2分の1

【固定資産税】生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充（令和2年5月15日施行）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加えます。

【軽自動車税】「環境性能割」の臨時的軽減の適用期限の延長（令和2年5月15日施行）

軽自動車税「環境性能割」（旧「自動車取得税」）の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とします。

